

○ 告示第二十七号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

| 事務 | 情報 |
|--|--|
| <p>一 令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（非課税世帯）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度鶴岡市一般会計補正予算における、山形県鶴岡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報、入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> | <p>令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（非課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |

(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）

| | |
|---|--|
| | <p>並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）並びに同条第三号ロ及びハに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> |
| <p>二 令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（均等割のみ課税世帯）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度鶴岡市一般会計補正予算における、山形県鶴岡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> | <p>令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |
| | |
| 三 令和六年度福島県福島市住民税非課税世帯等生活支援特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度福島市一般会計当初予算における、福島県福島市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和二年度特 | 令和六年度福島県福島市住民税非課税世帯等生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に |

| | | | |
|--|--|---|--|
| 四 令和六年度福島県福島市定額減税補足給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度福島市一般会計補正予算における、福島県福島市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和二年度特別定額給付金の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務 | 五 令和六年度新潟県小千谷市価格高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度小千谷市一般会計当初予算における、新潟県小千谷市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務 | 別定額給付金（令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務 | 令和六年度福島県福島市定額減税補足給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報 |
| 六 令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高 | | 令和六年度新潟県小千谷市価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報 | |

騰等の影響に鑑み、令和六年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報）をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報）をいう。以下同じ。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和二年度特別定額給付金の支給に関する情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度一般会計補正予算（第一号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付金であつて、市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和四年九月二十日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得世帯

騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

| | |
|--|---|
| <p>を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給に係る情報、令和五年度八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> <p>七 令和六年度京都府八幡市定額減税補足給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和二年度特別定額給付金の支給に関する情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する情報、令和四年度电力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市家計支援給付金の支給に関する情報、令和五年度八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> | <p>令和六年度京都府八幡市定額減税補足給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |
| <p>八 令和六年度兵庫県福崎町物価高騰に伴う低所得世帯・低所得の子育て世帯支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度福崎町一般会計当初予算における、兵庫県福崎町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、公的給付等口座登録簿関係情報に関する情報</p> | <p>令和六年度兵庫県福崎町物価高騰に伴う低所得世帯・低所得の子育て世帯支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |

| | |
|--|--|
| <p>付支給等口座登録簿関係情報、地方税等の振替口座情報（地方税若しくは水道料金（以下この項において「地方税等」という。）を口座振替により納付する場合又は地方税等を還付する場合に利用する口座情報をいう。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報（報を含む。）の管理に関する事務</p> <p>九 令和六年度香川県さぬき市物価高騰対策臨時特別生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度さぬき市一般会計補正予算における、香川県さぬき市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> <p>十 令和六年度福岡県大野城市新たな住民税非課税又は均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度大野城市一般会計補正予算における、福岡県大野城市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> | <p>九 令和六年度香川県さぬき市物価高騰対策臨時特別生活支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> <p>令和六年度福岡県大野城市新たな住民税非課税又は均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |
| | |

| | |
|--|---|
| <p>十一 令和六年度福岡県大野城市定額減税補足調整給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度大野城市一般会計補正予算における、福岡県大野城市から地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p> | <p>令和六年度福岡県大野城市定額減税補足調整給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |
| | <p>令和六年度福岡県みやこ町住民税非課税世帯等給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p> |

附
則

この告示は、公布の日から適用する。